

「こまポン」着ぐるみ等製作業務仕様書

1. 業務名 「こまポン」着ぐるみ等製作業務
2. 目的 本市のマスコットである「こまポン」の着ぐるみの利用促進を図るために、刷新するもの。
3. 履行期間 契約締結日から令和7年3月28日まで
4. 納入場所 〒773-8501 徳島県小松島市横須町1-1
小松島市役所 産業振興部 商工観光課
5. 納入品 (1)「こまポン」着ぐるみ 本体及び付属品
(2)「こまポン」着ぐるみ収納袋、キャリーケース等
(3)取扱説明書等（メンテナンス含む）
6. 支払方法 検収後の一括払い
7. 仕様
 - (1)「こまポン」着ぐるみ 本体及び付属品
 - ① 現「こまポン」着ぐるみ（付属品含む。以下、「現品」という。）のデザインに基づき、製作（エアー又はハイブリッドタイプの構造、但し靴は除く。）すること。
 - ② 耐久性に優れていること。なお、屋内及び屋外のイベントに出演、年間使用回数50回程度、1日あたりの総使用時間数3時間以上で、5年以上の使用を想定すること。
 - ③ 軽量化に優れたものであること。
 - ④ 暑さ対策等を考慮した通気性に優れ、肌触りの良い素材であること。
 - ⑤ 手は、ちくわソード（現品のアイテム）など物が掴める等のつくりにすること。
 - ⑥ 型崩れ、破損、汚れ及び洗浄による色落ち等ができるだけ発生しない素材、形とすること。
 - ⑦ 装着者は、身長165cmから175cm程度、性別不問とする。
 - ⑧ できるだけ広い視野を確保し、装着者が自ら動かせ、単独で動くことが可能な装着性や機動力、また脱着等が容易であるほか、操作性や安全性等に対する配慮がなされたものであること。
 - ⑨ 外部から容易に、内部の構造や装着者が見られないつくりであること。
 - ⑩ 付属品には、ちくわソード、ブローファン、バッテリー（1日あたりの総使用時間数3時間以上を想定、充電器、接続ケーブル等含む。）、バッテリーバック、保冷剤付クールベスト、床敷シート及びレインコートを含めること。
 - (2)「こまポン」着ぐるみ収納袋、キャリーケース等
 - ① 収納袋は、収納保管に適した素材であること。
 - ② キャリーケースは、搬送に便利な仕様であること。
 - (3)取扱説明書等（メンテナンス含む）
 - ① 2部及び電子データ（PDF等）

- ② 着ぐるみデザイン図データCD(全体の寸法、各部分の寸法、厚さ、使用する素材、色及び全体の重量を記載したもの。)
- ③ 取扱説明書は、閲覧者が素人であることを前提とし、容易に理解できるものとする

(4) その他

- ① 本体(エアークラウドに限る。)を1分程度で膨らますことが可能な送風量であること。
- ② 製作するうえで、細かな部分等については、発注者と協議を行うこと。

8. 製作方法等

(1) 「こまポン」着ぐるみ 本体及びちくわソード

- ① 現品を採寸し、機能等を理解すること。なお、現品の確認方法は、発注者の保管場所での確認を行うものとし、日時については発注者に事前確認を行うこと。
- ② 使用素材を提出し、発注者の承諾を得ること。
- ③ 兜、甲冑、しっぽ及びちくわソード等に係る仕様は、提案者の提案内容によるものとする。

(2) 着ぐるみ収納袋、キャリーケース

- ① 「こまポン」着ぐるみが容易に収納できる仕様とすること。
- ② 収納した「こまポン」着ぐるみの搬送に便利な仕様とすること。

(3) その他

- ① 受注者は発注者に対し、脱着、演技・操作、収納及び保管等の使用方法について、原則、直接説明する機会を設けること。
- ② 正常な使用状態での破損、故障等については、納品日から半年間は無償で修理を行うこと(消耗品は除く)。

9. 再委託

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。
- (2) 受注者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて発注者の承諾を得なければならない。

10. その他

- (1) 現品のデザインや質感等に留意すること。
- (2) 本業務に関する補償、経費等の一切は、受注者の負担とすること。
- (3) 業務の実施にあたっては、発注担当者と密に連絡を取り、その指示に従うこと。
- (4) 日本国内で製造し、動作確認を行うこと。
- (5) 本仕様書に定めのないこと及びその他詳細については、その都度発注者と協議のうえ決定すること。